

寡婦控除のみなし適用等について

社会保障審議会障害者部会

第89回(H30.3.2)

参考資料2

①未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について（案）

概要

- 未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、特別児童扶養手当等の支給を制限する場合の所得額の計算方法や、自立支援給付の利用者負担額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

障害関係

事業等名	適用内容
特別児童扶養手当等給付諸費	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法
障害者自立支援給付費負担金（自立支援給付費）	利用者負担額の決定
障害者自立支援給付費負担金（補装具費）	利用者負担額の決定
障害児入所給付費等負担金	利用者負担額の決定
障害児入所医療費等負担金	利用者負担額の決定
障害者医療費負担金	自立支援医療の支給対象者とする市町村民税額の算定方法
	利用者負担額の決定
精神障害者措置入院費等	利用者負担額の決定

- 実施方法 政令又は通知等の改正により実施
- 実施時期 各事業等の適用内容の実施時期を予定（平成30年6月～9月）

②公共用地取得による土地代金等の特別控除の適用について（案）

概要

- 特別児童扶養手当等の支給を制限する場合の所得額の計算方法において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除を適用する。

- 対象事業 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当
- 実施方法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の改正により実施
- 実施時期 平成30年8月を予定